

林野火災注意報

林野火災警報

令和8年3月31日から運用開始!!



林野火災警報発令中
火の使用制限に従わない場合



罰則が適用されることがあります

西入間広域消防組合

林野火災注意報及び林野火災警報について…

令和8年3月31日から、管内で林野火災を防止するため、注意を要する気象条件となった場合には「林野火災注意報」を発令します。また、林野火災注意報が発令され、かつ、強風注意報が発表された場合には、火災の危険性が高まることから「林野火災警報」を発令します。毛呂山町・鳩山町・越生町の対象区域では、**林野火災注意報発令時には、火の使用を避けていただき、林野火災警報発令時には、火の使用が制限されます。**

※林野火災注意報及び林野火災警報の発令状況と対象区域の詳細は、下記のQRコードから西入間広域消防組合のホームページをご確認ください。

< **林野火災注意報**の発令基準(①又は②のいずれかで発令となります)>

①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発令された場合

< **林野火災警報**の発令基準>

林野火災注意報＋強風注意報の発令

※林野火災注意報発令時の火の使用制限は**努力義務**、林野火災警報時は**義務**が課されます！！

林野火災注意報又は林野火災警報時に**制限される行為**…

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・屋外において、花火(がん具用を含む)を行わないこと。
- ・屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。
- ・屋外において、たばこの吸い殻や灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。

たき火等に該当する行為とその例外(イメージ)…



火入れ



たき火



キャンプファイヤー



例外

製品本来の使用方法を守り、かつ、火の粉が飛散しないものであれば、火の使用制限の対象とはなりません。

火の使用制限に従わない場合…

発令種別	罰則等
林野火災注意報	罰則を伴わない注意喚起
林野火災警報	30万以下の罰金又は拘留



問い合わせ先

〒350-0441 埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井2451

西入間広域消防組合消防本部予防課

電話:049-295-0163 ファックス:049-295-0239

詳しくはこちら

